

# 伊是名村学習支援事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本業務は、本村が離島であるがゆえに抱える学習支援等にかかる人材不足を補うことを目的に中学生を対象にした村営学習塾（「尚円チャレンジ塾」（以下「尚円塾」という。））の講師や小学生を対象にした放課後教室（「まちがに塾」（以下「アフタースクール」という。））の講師を配置する。民間に委託することで、より質の高い指導力を持った人材配置が可能となり、児童生徒の学習意欲や学力向上を図る。さらに、将来に希望を持つ児童生徒の健全育成を行うことを目的とする。

そこで、尚円塾開講やアフタースクール開級の配置業務を委託する事業者を選定するため、経験や実績及び本業務の趣旨に対して熱意ある事業者を選定することを目的に、学習支援事業企画を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の名称

伊是名村学習支援事業委託業務

### (2) 業務内容

伊是名村学習支援事業委託業務仕様書のとおりとする。

### (3) 委託契約期間

令和3年7月契約締結日から令和4年3月23日までとする。

### (4) 委託上限額

19,369,000円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

プロポーザル選定結果に基づき、村は選定業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

(1) 公益法人、民間塾経営事業者など、本業務を包括的に履行出来る団体または個人事業者等（複数の個人事業者が共同体として参加することも可能とする。）

(2) 次のいずれかの類似業務の実績を有していること。

類似業務・・・①小中学生を対象とした、10人程度以上の学習塾実績

②その他、本業務仕様書の業務を履行可能と判断出来る実績

(3) 次の要件を満たす者であること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない県内に拠点（本店・支店等）のある事業者であること。

(イ) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(ウ) 各自治体から指名停止または指名除外等の措置を受けている者でないこと。

- (エ)受注する業務内容を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況が良好であること。
- (オ)会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

#### 4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受注候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

#### 5. 関係資料等配布方法

##### (1) 配布資料

- ①伊是名村学習支援事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）
- ②伊是名村学習支援事業委託業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）
- ③伊是名村学習支援事業委託業務 企画提案書作成要領（以下、「作成要領」という。）
- ④伊是名村学習支援事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領（以下、「審査要領」という。）
- ⑤伊是名村学習支援事業委託業務 公募型プロポーザル様式（以下、「様式」という。）

##### (2) 配布方法

上記②～⑤の資料については、下記メールへ配布依頼を行うか又は伊是名村ホームページより提供いたします。

メールの件名は「学習支援プロポーザル資料提供依頼」とし、必ず法人代表メールからメールしてください。フリーメール等は使用しないでください。

いただいたメールアドレス宛に資料を送付いたします。

メールアドレス：tetsuya@vill.izena.okinawa.jp

##### (3) 配布期間

令和3年5月20日（木）から令和3年5月27日（木）

#### 6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書・・・・・・・・（様式1）
- (2) 提出期限 令和3年5月27日（木）17時 必着

- (3) 提出方法 郵送（提出期限内に必着すること）
- (4) 提出場所 伊是名村教育委員会 教育振興課（担当 玉城哲也）  
〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1385番地1  
T E L 0980-45-2318

## 7. 質問受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、参加申込書を提出した者に限り、次のとおり受け付ける（質問が無い場合は、質問書を提出する必要はない）。

### (1) 質問受付

①提出書類 質問書・・・・・・・・（様式2）

②提出期限 令和3年6月11日（金）

③提出方法 電子メール

tetsuya@vill.izena.okinawa.jp（担当 玉城哲也）

F A X 0980-45-2144

※質問は、ファクシミリ・電子メール両方にて提出すること。件名については、「学習支援事業委託業務に関する質問」と記載すること。

### ④回答方法

参加申込書の提出のあったすべての者に対し、6月4日（金）までに電子メールで随時回答する。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

参加申込書を提出した者は、令和3年6月11日（金）17時までに、下記①から⑤の書類を持参または郵送により「7. 提出先」まで13部（正1部・副12部）を提出すること。郵送の場合は、提出期限当日必着とする。

なお、書類作成については、仕様書及び作成要領に基づき作成すること。

- ①（様式3）企画提案書かがみ
- ②（任意様式）企画提案書
- ②（様式4）事業者概要
- ③（様式5）業務実績所
- ④（様式6）業務実施体制
- ⑤（様式7）業務見積書

## 9. 選定方法

提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容を審査要領に基づき、村・教育委員会・学校代表で構成する審査会において審査を行い、審査委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受注候補者として選定する。

なお、受注候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受注候補者として選定する。

また、審査要領 2 (4) ②のただし書きの通り、最低水準得点 (6 割) を満たす者がいない場合は、受注業者を選定しない場合がある。

#### 10. プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査委員からの質疑を行う。

##### (1) 日程

予定日：令和 3 年 6 月 1 6 日 (水) 伊是名村産業支援センター 2 階研修室

※日時、場所等は変更の場合もあり。詳細については、後日連絡する。

##### (2) 企画提案の説明及びヒアリング

1 業者あたり 30 分程度 (プレゼンテーション：20 分、質疑応答：10 分)

##### (3) その他

- ・提案の説明の順番については、原則企画提案書を受け付けた順とする。
- ・プレゼンテーションにスライド、パワーポイント等を使用する場合には、事前に報告し、使用する PC 等の機器は各参加者で用意の上、当日持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。

#### 11. 主なスケジュール (予定)

| 項番 | 手続き等        | 期限等                                    |
|----|-------------|--|
| 1  | 公募開始        | 令和 3 年 5 月 20 日 (木)                    |
| 2  | 参加申込書受付     | 〃 5 月 20 日 (木)～5 月 27 日 (木)<br>※17 時まで |
| 3  | 質問の受付       | 〃 6 月 3 日 (木)※17 時まで                   |
| 4  | 質問の回答       | 〃 6 月 4 日 (金)まで随時回答                    |
| 5  | 企画提案書提出締切   | 〃 6 月 11 日 (金)※17 時まで                  |
| 6  | プレゼンテーション審査 | 〃 6 月 16 日 (水)※予定日                     |
| 7  | 選定結果の通知     | 〃 6 月下旬                                |
| 8  | 契約手続        | 〃 6 月下旬                                |

#### 12. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他村が必要と認める用途に使用する場合には、受注候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は伊是名村教育委員会が定める。